

第百十七号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第十項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改める。

第六条の二第一項を削り、同条第二項中「、第四項及び第十項」を「及び第四項」に改め、同項を同条とする。

第十二条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の三第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「退職した者又は同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した者で退職前」を「採用される前」に、「退職前における勤務と再任用の各任期における勤務とが引き続くものと、それ以外の者にあつては再任用の各任期における勤務」を「、当該採用前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務と」に改める。

第十五条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第三項及び第二十一条の二第二項第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の三第三項中「第九条の三」を「第六条第二項から第九項まで、第九条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第七項ただし書中「非常勤の者」を「非常勤職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の十一項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第三条第三号に掲げる職員については、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日（附則第十三項及び第十五項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第三項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第六条第一項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給（指定職給料表の適用を受ける職員については、第五条の二の規定により当該職員の受ける号給）に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に百分の七十を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げる（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げる）ものとする。

11 前項の規定により職員を降給させる場合における第六条第八項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、附則第十項の規定により職員を降給させる場合は、同条の規定にかかわらず、同項の規定により降給させるものとする。」とする。

12 附則第十項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

- 二 職員の定年等に関する条例第六条第二項第一号又は第二号に掲げる職を占める職員
- 三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一項各号に掲げる職を占める職員
- 四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において附則第十項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 13 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第十七項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第十五項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第三項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第三項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 15 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表（一）に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 附則第十四項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第十四項中「前項」とあるのは「第十五項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第十項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十三項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十三項及び第十四項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第十三項、第十五項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第十三項、第十五項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十一条第四項（第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十三項、第十五項、第十七項又は第十八項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第十項から前項までに定めるもののほか、附則第十項の規定による給料月額、附則第十三項の規定による給料その他附則第十項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一イの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

別表第一口の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	208,100	222,400	242,600	274,000

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。



定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	231,600	267,400	284,100	296,000	306,100	321,200	338,100	429,700

別表第五イの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

年 再 用 短 時 勤 職 務 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	289,100	347,300	404,400

別表第五口の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	200,500	231,700	271,500	313,000

別表第五ハの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	204,500	232,900	271,500	313,000

## 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第十項から第二十項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）のうち、指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第六条第十項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第五条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第五条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員で特地公署（改正後の条例第十三条の二第一項に規定する特地公署をいう。以下同じ。）に勤務する者のうち、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の六第一項の規定に



より退職した者若しくは同法第二十八条の七の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続き特地公署に勤務するもの又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後定年退職日相当日（同法第二十二条の四第一項に規定する定年退職日相当日をいう。以下同じ。）に退職した者で退職前から引き続き特地公署に勤務するものにあつては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、同法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から引き続き特地公署に勤務していた定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した期間中引き続き特地公署に勤務した後定年退職日相当日に退職した者で退職前から引き続き特地公署に勤務するものにあつては定年前再任用短時間勤務職員として採用される前に特地公署に勤務していた期間と退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、それ以外の者にあつては暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務が引き続きものとみなして、改正後の条例第十三条の三第一項及び第二項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十一条第三項、第二十一条の二第二項第三号及び第二十一条の三第三項の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十二条第三項第二号、第十五条第三項及び附則第七項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等を踏まえ、六十歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。